

業務改善助成金解説セミナーQ&A一覧

【対象となる賃金アップに関して】

Q1.事業所内最低賃金から50円以内の従業員が複数名いる場合、全員の賃金を上げる必要がありますか？

A 事業所内での最低賃金を上げ、新事業所内最低賃金以上にする必要がありますので、対象者全員の時給アップが必要です。

Q2.事業所内最低賃金の対象者は、社会保険や雇用保険をかけていないアルバイトや、海外技能実習生等の期間限定社員でも大丈夫ですか？

A 雇用保険や社会保険に入っておらず、週の労働時間が短いアルバイト等の従業員も対象となります。注意点としては、事業所内最低賃金を上げるまでに、入社から3ヶ月以上経っている必要があります。

Q3.事業所内最低賃金のスタッフが現在1名いますが、地域の最低賃金より51円以上高い時給のスタッフの賃金アップも同時に検討しています。後者は助成金の対象にはなりませんか？

A すでに地域最低賃金から51円以上高い時給のスタッフは対象外となります。ですが、例外として、事業所内最低賃金をアップすることで、新事業所内最低賃金がすでに「51円以上高いスタッフの賃金」を追い越した場合、事業内最低賃金をアップした同額をアップすることで(例:45円コースであれば45円アップした場合)対象となります。

<例:地域最低賃金900円の場合>

Aさん:920円(事業所内最低賃金スタッフ)

Bさん:955円(地域最低賃金より51円以上高いスタッフ)

↓(Aさん45円値上げ)

Aさん:965円>Bさん:955円 ……Aさんのみ「45円コース」対象

↓(Bさんも45円値上げ)

Aさん:965円、Bさん:1000円 ……Aさん・Bさんともに「45円コース」対象

Q4.2023年9月16日に入社した方が最低賃金の条件を満たしている場合、期間内に賃金を上げ、要件を満たせば申請の対象になりますか？

A 事業所内最低賃金をアップするまでに入社から3ヶ月以上経っていることが条件となりますので、入社から3ヶ月以上経った後に、事業所内最低賃金をアップした場合は対象となります。

Q5.個人事業主の場合、助成対象になるのはどのような場合ですか？

A 従業員を雇用していない、代表一人の個人事業主は対象外となります。

Q6.月給制や固定給の正社員も対象になりますか？

A 月給・固定給を時給に換算し、地域最低賃金と事業所内最低賃金との差が50円以内であれば対象となります。

Q7.最低賃金は基本給からの計算になりますか？

A 基本給にプラスして固定で支払う手当がある場合は、その手当も含まれます。ただし、交通費など計算に含まれない手当もあります。

Q8.令和5年4月1日から振り返っての申請が可能ということですが、今回拡充したルール通りに賃金アップをしている場合は対象になるということですか？

A 対象となります。

Q9.新型コロナウイルスの影響で下げていた賃金を元に戻した場合、対象になりますか？

A 対象外となります。

Q10.賃上げ額が人によって異なる場合は、どのように考えれば良いですか？

A 例えば、45円コースであれば、賃金を45円アップした従業員のみ申請できます。

Q11.対象期間が2023年4月1日からとありますが、例えば対象者の賃金を4月に20円、10月に30円と段階的に上げた場合でも対象となりますか？

A 対象となります。

【複数の事業所・店舗等がある場合に関して】

Q12.すでに申請したことある事業所でも申請可能ですか？

A 今年度以前に申請されている事業所でも申請が可能です。

Q13.複数店舗(支社)がある場合、各店舗の人数が50人未満であれば対象となりますか？ 申請は店舗(支社)ごとに行えますか？

A 各店舗の人数が50人未満であれば対象となります。事業所ごとに申請・受給が可能のため、同じ事務所内で機器などを導入し、かつ賃金アップする場合、申請が可能です。

Q14.専従者給与の家族も最低賃金の対象となりますか？

A 同居家族でない場合は対象となります。

Q15.助成金支給の対象となる中小企業の定義を教えてください。

A 詳しくはこちらをご覧ください。 →<https://jsite.mhlw.go.jp/kumhtml>

【申請・受付に関して】

Q16.助成金は、申請が認可されてから、どれくらいの期間で入金されますか？

A 事業所内最低賃金をアップして、機器などの導入が完了し、助成金請求(支給申請)してからの審査の期間は、時期や地域によりますが、2～6ヶ月ぐらいと予想されます。

Q17.受付期限は、2024年1月31日ですか？

A 国の受付期限は、2024年1月31日です。ただし、予算切れになった場合は、受付期限前に受付中止になります。当センターのサポート受付期限は、10月31日とさせていただきます。

【生産性向上の機器導入等に関して】

Q18.複数の機器の導入も業務改善であれば対象となりますか？

A その機器が生産性向上につながるものであれば複数でも対象になります。

Q19.生産性向上のためのシステムの導入と、そのシステムを活用した人材育成のためのシステム研修が別会社との契約の場合、併せて申請することは可能ですか？

A それぞれが要件を満たしている場合は、対象になる可能性があります。

Q20.ホームページの作成が生産性向上につながるとみなされ、申請の対象になるのはどういった場合ですか？

A 一般的な求人募集やお問い合わせのホームページ改修、SEO対策やマーケティングなどは対象外の可能性が高いと思われます。受発注や決済ができるシステムの改修等は対象になります。

Q21.機器のリースも対象になるそうですが、リースの場合は助成金はどのくらい支給されますか？

A 交付決定後から2024年2月28日までの分が助成金対象の計算に入ります。一括でお支払いされる場合は、最大3年分まで助成金対象の計算に入れることが可能です。

Q22.導入したコンサルティングが年間契約の場合は満額を申請できますか？

A 事業実施期間内に、年間契約費用を支払われた場合は、助成金対象の計算に入れることが可能です。

Q23.エアコンも申請対象に含まれますか？ また送迎業務を行っているのですが、送迎車として使う車も対象となりますか？

A エアコンは対象外ですが、送迎車は状況により対象になる可能性があります。

Q24.歯科医院で口腔内スキャナーは可能ですか？

A 生産性向上につながるものであれば対象になります。

Q25.建設会社ですが、フォークリフトやユンボ(ショベルカー)なども申請の対象になりますか？

A 生産性向上につながる場合は対象になります。

Q26.飲食業でのコンサルティング導入は対象になりますか？

A 国家資格(中小企業診断士など)保有者から、業務フロー改善などのコンサルティングを受ける場合は対象になる可能性があります。

Q27.インスタグラムのコンサルティング事業をしていますが、こちらも対象になりますか？

A 研修者が国家資格(中小企業診断士など)を保有していて、コンサルティング内容が業務改善につながると認められた場合は、対象になる可能性があります。

Q28.研修を販売しているのですが対象になりますか？ また、顧客の社長が対象になっている研修でも対象になりますか？

A 社長を対象とした研修は対象外ですが、他の研修は対象になる場合がございますのでご相談ください。

Q29.人材育成や教育訓練の場合も、設備の導入期限と同じ日までに完了している必要がありますか？ その日までに契約を結んでいれば対象になりますか？

A 交付決定が下りてから、2024年2月28日までに完了していることが条件となります。

【他助成金制度との併用に関して】

Q30.「IT導入補助金」との併用は出来ますか？

A 同じシステムを「IT導入補助金」と「業務改善助成金」に併用することはできません。

Q31.「人材開発支援助成金」と、今回の助成金を併せて利用することは可能ですか？

A 併せて申請することが可能です。